

令和7年12月15日（月）第1回習志野市
新型インフルエンザ等対策審議会

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（特措法第6条）

※ 令和6年7月2日改定（閣議決定）

- 政府行動計画に基づき作成（特措法第7条第1項）
 - └ 政府行動計画の改定内容を踏まえて県行動計画を改定

- 学識経験者等の意見聴取を経て作成（特措法第7条第3項）
 - └ 千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議に専門部会を設置

（第1回：令和6年9月5日開催
第2回：令和6年11月13日開催
第3回：令和7年2月28日開催）

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法第7条）

● 県行動計画の改定ポイント

1 平時の準備の充実

- 国や市町村等の関係機関と連携し、平時から訓練を定期的に実施
- 感染症法等の計画に基づき、関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 各関係機関との連携体制やネットワークの構築

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）

2 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化
- 検査やワクチン等の項目について、記載を充実させるとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理
- 横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化

※ 人材育成・国との連携・DXの推進・研究開発への支援

4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- 平時から各種システムを活用することで、有事も継続して活用できる体制を整備
- 国が行う医療DX（予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等）推進に協力

5 実効性確保のための取組

- 県行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況について、国の取組も踏まえて、定期的にフォローアップ等を実施

● 県独自の改定ポイント

1 関係機関との連携体制

- ◆ 県における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、近隣都県及び市町村と連携を図る旨を明記
- ◆ 県の役割に「地域健康危機管理推進会議」に係る記載を加え、本会議体を新型インフルエンザ等対策でも活用することを明記
- ◆ 県衛生研究所や感染症指定医療機関等の高い専門性を有する機関間の連携強化について特記
- ◆ 「水際対策」の項において、検疫所等との連携体制を平時から構築することについて強調
- ◆ 「まん延防止」の項において、主にベイエリアを想定した大規模集客施設との連携体制を必要に応じて構築する旨を明記
- ◆ 「県民生活及び県民経済の安定の確保」の項において、生活支援における官民連携に努める旨を明記

2 水際対策

- ◆ 県の役割に、全国で最も早く患者が発生する可能性があることを明記した上で、新型インフルエンザ等対策の目的を達成するために体制整備を行う旨を記載
- ◆ 検疫所等の国の機関と平時から連携体制を構築し、訓練等を通じて強化を行う旨を明記
- ◆ 水際対策関係者との連携体制の構築のため、従来、県が参加している「成田国際空港保健衛生協議会」や「水際・防災対策連絡会議」等の会議体を活用することを明記

3 社会福祉施設等における対策

- ◆ 対策推進のための役割分担の中に、社会福祉施設等を明記
- ◆ 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点（高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応）を本県の新型コロナ対応を踏まえて記載

4 新型コロナ対応の振り返り

- ◆ 県行動計画の冒頭に本県における新型コロナの対応経験を記載
- ◆ 新型コロナが感染症法上「5類感染症」に位置付けられるまでの期間を6期に分けて取りまとめられた、「新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り」の概要版を巻末に参考資料として追加
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症対応で実施した情報発信等に関する振り返り」を踏まえて、情報の公表に関する留意事項を記載

5 その他

- ◆ DX推進のために活用するG-MIS等のシステムについて、平時から活用することで有事に備える旨を記載
- ◆ 個人防護具の備蓄について、国から示された水準を踏まえ、本県で必要となる備蓄品目及び数量を明記

① 実施体制

- ◆ 平時から、関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する。
- ◆ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保を推進する。
- ◆ 必要に応じて感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、対策を的確かつ迅速に実施する。

② 情報収集・分析

- ◆ あらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析するため、関係機関とのネットワークを形成、維持・向上させる。
- ◆ 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握する。

③ サーベイランス

- ◆ 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制の構築を行う。
- ◆ 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ◆ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- ◆ 対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ◆ 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法を整理する。

⑤ 水際対策

- ◆ 成田空港や千葉港、木更津港を抱える自治体として、国との連携を強化するとともに、国が講ずる水際対策に協力する。

⑥ まん延防止

- ◆ 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
- ◆ 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- ◆ 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項を整理する。

● 各論13項目の概要（つづき）

⑦ ワクチン

- ◆ 平時から予防接種の具体的な実施方法を検討し、有事において円滑な接種を実施できるよう着実に準備を進める。
- ◆ ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する。

⑧ 医療

- ◆ 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に關係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。
- ◆ 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに県下全域に普及させる。
- ◆ 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

⑩ 検査

- ◆ 平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立上げ、流行初期以降では国と連携し、適宜検査体制の見直しを行う。

⑪ 保健

- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する。
- ◆ 保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う。
- ◆ 国からの支援も受けながら、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

⑫ 物資

- ◆ 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成する。

⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ◆ 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを奨励する。
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は、県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。